

—— 特集にあたって ——

京浜歴史科学研究会では、結成以来、「神奈川県史を学ぶ会」を毎月一回開催し、神奈川県民の財産ともいふべき『神奈川県史』を読み、討論を行ってきた。

一九九四年四月に読んだ『神奈川県史』第一巻の中に大正一〇年度の「橘樹郡大原村事務報告」があった。「事務報告書」とは、町村制において、町村長に対して町村会への提出が義務づけられたものであるが、これを読んだ際の記録が『京浜歴史研究会報』第一二二号所収、奥田晴樹「近代の『村明細帳』——『町村事務報告』の史料的价值をめぐって——」にある。ここで奥田は、以下のような問題提起を行っている。

議論は、町村事務報告の史料的价值に集中した。近世の村明細帳に匹敵する史料的价值があるのではとの指摘もなされた。そこに見え隠れしている村落社会の実態を丹念に炙り出していけば、単に村行政の史料たるにとどまらず、村の経済・社会を理解していく上で、一定の有効性をもつ史料たり得るのではないかとするのである。近世と近代では、村落の地位と役割が国家統治と社会構造の両面において大きく変容しているため、村から見えてくる範囲も異なっている。にもかかわらず、町村事務報告と村明細帳の史料的价值が比較し得るとすれば、それはどのようなものなのか。今後、検討していくべき課題だろう。

この問題提起を受け、学習会では『藤沢市事務報告書・大正編』の検討を行い、具体的に町村行政を見ていくこととした。

町村事務に対する具体的な理解を通してしか、近代日本の地方行政の実態、ひいては近代日本の地方「自治」に迫ることはできないと考えられたためである。手探りの学習のなか、伊東富昭は「川口村事務報告」の学習方法について、「(『会報』第一二七号所収)で以下のように述べている。

事務報告を読みつばなしにすることは、もとより本意図するところではない。十数項目におよぶ報告内容を誰かが一人で整理するなどということは、到底無理なので、集団学習の形態で取り組みことが確認された。：項目別に担当者を決めて、それぞれの担当者が関連する当時の法律・制度を調査し、国政・県政のあり方、その中の村政の位置づけ、具体的な村政の展開などを確認していくこととなる。伊東はその後、例会報告「大正期の町村事務『土地』『財産』に関して」(『会報』第一四三号所収)で事務報告書分析の事例を示した。ここで伊東が展開したように、その後の例会報告は「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に焦点をあてた報告となった。

「近代日本の町村事務」と題した本号の特集は、各報告者が、当日の議論等を踏まえて再構成したものである。ここにまとめられたものは町村事務の一部ではない。未だ中間報告といわざるを得ないものではあるが、本号が、今後の近代日本の町村行政研究の一助となれば幸いである。

(植山 淳)